

平成 17 年度 第 3 回米子市行政改革推進委員会 議事概要

1 日時 平成 17 年 12 月 26 日(月)午後 2 時～午後 4 時 30 分

2 場所 米子市役所 401 会議室 (4 階)

3 出席者

委員 (五十音順)

赤井委員、足立委員、岩坂委員、黒田委員、後藤委員、斎木委員(副委員長)、杉谷委員、住田委員、田村委員(委員長)、中村委員、山本委員、米澤委員
(大下委員、田中委員、森田委員は所用により欠席)

行政改革推進本部・幹事会等

足立教育長、田中水道局長、森林総務部長、矢倉企画部長、佐藤人権政策部長、黒須市民環境部長、鷺見福祉保健部長、植田経済部長、星野建設部長、本田淀江支所長、角行政改革推進監、亀井職員課長、勝水財政課長、妹澤企画課長、山本市民参画課長、山西総務課長、加藤水道局総務課長

事務局 前谷行政改革推進室長、宇田室長補佐、齊下主幹、永瀬主任

4 傍聴者 3 名

5 会議の次第

(1)開会

(2)委員長挨拶

(3)報告

第 2 回委員会の概要等について

(資料 3-1、資料 3-1-ア、資料 3-1-イによる)

(4)議事

議事 1 米子市行財政改革大綱(案)の修正について

(資料 3-2 及び修正後の大綱(案)による)

議事 2 米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

(資料 3-3、3-4 による)

議事 3 その他

特になし

(5)その他

次回日程連絡

(6)閉会

6 議事の流れ

米子市行財政改革大綱(案)の修正について

市側の示した修正案については了解されたが、言葉の使い分け等について指摘や質問があった。また、事業の優先順位の設定や組織の活性化、バランスシート、地方議会の意義等について、各委員からあらたな意見や質問があった。

委員会としては、今回で大綱に対する議事を終えることとした。

米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

事前に資料送付していたため、具体的な資料の内容説明は行わず、実施計画案全体を対象に質問・意見を受けた。主に、職員給与を中心とした意見や質問があり、次回、引

き続き、実施計画案に対する質疑を継続することとなった。

7 議事の概要

(注 委員長による議事進行上の発言者の指名等は省略しました。また、各委員の発言内容は要約して掲載しています。)

報告

議事に先立ち、前回委員会の議事の概要や指摘された事項に対する市の考え方及び請求された資料について、資料3-1、資料3-1-ア、資料3-1-イを提出し、質問を受けた。

資料3-1 第2回米子市行政改革推進委員会における主な質疑・意見と検討事項の調整結果

資料3-1-ア 外郭団体関連資料1

資料3-1-イ 外郭団体関連資料2

杉谷委員 33億円のアミューズメント施設用地は、こういった目的の用地か。帳簿価格で33億円という点について、非常に不安に思われていると思うが、本当に実勢価格を調査していないのか。

矢倉企画部長 用途地域は、近隣商業地域でアミューズメント施設用地としている。現在は、JRAがある。また、実勢価格となると不動産鑑定評価が必要になるが、調査していない。

米澤委員 市の外郭団体ではないかもしれないが、土地区域調整事業組合というのがある。これは市が許可して、銀行融資は市が保証するようだが、どういう位置づけか。

例えば上福原の準備組合のようなものだが、それ以前の段階の組織があり、赤字をかかえていれば、その精算が大変だが、市はどのような考え方なのか

角行政改革推進監 土地区画整理事業については、行政が施行するものだけでなく、任意団体の組合で施行する場合がある。この場合、組合で保留地の処分等によって採算を確保しなければならず、行政との債権債務の関係はない。市の外郭団体ではない。

(注釈 組合施行の土地区画整理事業については、市が事業認可しているが、銀行融資等の保証はしていない。)

議事1 米子市行財政改革大綱(案)の修正について

資料3-2に修正内容を掲載。資料3-2の付属資料の修正後の大綱(案)をもとにして、あらためて意見・質問を受けた。なお、実施計画案との関係もあるため、今回で委員会における行財政改革大綱(案)の議論をいったん終わりにして、あとは実施計画案の議論の中で、関連する部分があれば大綱に遡って検討することにしたい旨を事務局から説明した。

資料3-2 米子市行財政改革大綱(案)の修正について

資料3-2の付属資料 米子市行財政改革大綱(案) (平成17年12月26日)

中村委員 NPOは非営利組織であり、ボランティア団体や自治組織も含まれていると理解している。どこまでをNPOととらえているのか。

NPO法人という表現なら、ボランティア等との重複はないが、用語解説でもNPOとNPO法人とを混同して使っているようだ。

どのような意味で使っているかを明確にしたほうがいいのではないかと。

田村委員長 用語解説との関係もあるが、言葉の使い方については、事務局で、あとで整理し、NPO法人とされるのであればそうしてください。

山本委員 外郭団体の統廃合について、土地開発公社と財団法人開発公社との統合はしないということだが、統廃合の考え方について伺いたい。

指定管理者制度以外の点で、外郭団体の統廃合についての考え方をより明確にできないのか。

角行政改革推進監 外郭団体も独立した民法法人であり、なかなか難しい点があり、過去の行革では統廃合が実施できなかったが、この度、ゴルフ場の経営者募集や指定管理者制度によって、福祉事業団と公園協会の解散を要請したところである。

土地開発公社等については、用地先行取得の意義があるかどうかという点があるが、解散すれば、それによって、多大な債務を市が引き継ぐことになり、はなはだしい影響がある。

そこで、解散する前に、経営健全化団体の指定を受けて、市が土地を買い戻すための無利子融資等の制度によって、土地を整理したうえで、解散等のメスを入れていきたい。

各団体の設立の意義や性格等がさまざまであり、市としての外郭団体の統廃合の基準を明確にするのは、難しい。

山本委員 まず、事務事業という大きなものがあって、それから単市事業ということがあって、また単独扶助事業とか法令外負担金とかいろんな言葉が使われているが、行政用語でわかりにくいので整理していただきたい。

前回の委員会で、法定受託事務は米子市の考えのみではどうにもならないという回答だったが、法定受託事務以外の事務事業というのは、単独事業なのか、法令外負担金、補助金なのか一度整理してはどうか。

補助事業というものがどのようなものが、いったいいくらあるのかということもわからない。

角行政改革推進監 税も含めて3割自治などともいわれているが、国の法令に基づいてやってきた事務が大半です。

現在、国の補助金の削減に関連して、生活保護事務を国に返上しようという動きが大都市にあるが、これは、従来の機関委任事務で今は法定受託事務となっているが、生活保護でも児童扶養手当でも児童手当でも法令に基づいてやっており、市長の意思で返上ということとはできない。

ということで市の裁量で行っている固有事務というのは、ごく一部です。その中で負担金、補助金、扶助費といった行政用語について、用語整理すべきということでしたが、大綱だけを見ると、そういうキライがなくもないが、具体的に実施計画の中で補助金、負担金、扶助費の中身を見ていただくということで了解していただきたい。

米澤委員 大規模投資的事業について、事前のコスト算出ということがあるが、一律に凍結するのではなく、優先順位ということがあるのではないか。

優先順位付けについて1項目いれるべきではないか。

また、法令外負担金・補助金とは奨励的なものをいっているのか。

角行政改革推進監 大規模投資的事業については、今後やらないということではなく、着手するからには、費用等を明確にし、パブリックコメントを求めて、市民のおおかたの同意があると判断ができない限りやらないということ。

優先順位については、総合計画の中の実施計画と関連すると思うので、総合計画審議会にこういった意見があったことを伝える。

法令外負担金については、法律なり条例等に定められたもの以外の、市長の裁量でやっているもの。圧力団体というか既得権意識を持つ可能性があり、なかなか切りこめなかったわけですが、今後メスをいれていきたい。奨励的なものを含んでいる。

赤井委員 組織の活性化の記述については、職員に対して積極的に地域にかかわれといっているのか。

協働について語られているが、協働を求めるのであれば、市役所全体の目の色が変わって取組んでいることが市民にわからないといけない。

しかし、市の職員は、あまり地域に参加されないという声も聞く。

現場主義で、職員が地域のさまざまところに積極的に関わらなければ、市民には本気だ

ということがわからない。

公共サービスは行政だけが担う時代ではなくなりつつあるとも書かれているが、公共サービスのあるべき姿について訴えていくことが重要になっているのではないか。

角行政改革推進監 組織の活性化については、行財政改革という目的の中で考えており、あくまで組織内部で、カネがない中で知恵がでないことではいけない、萎縮するのではなく元気のでる組織でないといけない、という意味で書いている。

地域との関わりについては、市職員が地域に出て行かないとか参画しないとかがい点については、我々も含めて反省する。

行政改革の中では、どういう対応ができるかはわからないが、総合計画のほうにも連絡して、とりあげるべきはとりあげていきたい。

杉谷委員 連結決算バランスシート作成の固定資産については、実勢価格で書かれるのか。

角行政改革推進監 前回委員会の調整結果のところでは、実勢価格は調査していないとお答えしたが、路線価や近傍類似の価格との比較はある程度行っている。

崎津団地内の施設については、先ほども答弁したが、現時点では実勢価格を上回っていないと判断している。

一般会計のみのバランスシートは既に出しているが、その際の公共用財産の評価は、取得値と申しますか建設時のデータを使用している。

専門家ではないが、バランスシートの費用については実勢価格なり、場合によっては市場価格を用いるべきものと私は思う。

米澤委員 米子市のラスパイレス指数はいくらか。(注・・ラスパイレス指数とは、地方公務員と国家公務員の給与水準を、国家公務員の職員構成を基準として、職種ごとに学歴別、経験年数別に平均給与月額を比較し、国家公務員の給与を100とした場合の地方公務員の給与水準を指数で示したものです。)

また、能力主義の人事評価と給与のリンクをしていかなければならないが、その際、現在の年功序列との関係を考えなければならない。

財政が苦しいから給与カットの努力をされているが、もう一步ふみ込んでどうか。市町村でも、昭和50年代から、これに踏み込んでいるところもある。もう少し長期的にとりくみ、根本からの見直しをしていく時期ではないか。

亀井職員課長 現在の職員の給与水準を比較して示すときにラスパイレス指数が使われる。米子市の場合、今年の4月から6月まで、給与のカットを一時的に中断しており、ラスパイレス指数は4月時点の数値が使われるため、平成17年度においては、100.7です。

ちなみに、カットしていた16年4月は97.7であり、今年の7月から、カットも再開している。

それから、給与体系や能力主義についてだが、給与制度や評価制度を変えようということで、今年の人事院勧告のなかにも、そういう内容が盛り込まれた。

従って、今後、従来のように年功序列で給料があがるということは根本的に見直ししていかなければならず、評価制度と結びついているところもあり、実施計画でも盛り込むが、試行期間も含めて、2年から3年はかかるのではないかと考えている。

給料表の見直し、評価制度も含めて今後取組んでいきたい。

山本委員 パブリックコメントや委員会審議会で市民の意見を聞くということはあるし、例えば、委員会審議会のように行政が準備して意見を伺うという形が多いが、政策立案については、市内部で検討されているが、課題設定の段階で、経済財政諮問会議の市民版というか、ひとつそういったものをつくってはどうか。

議員も入ってもいいので自由に議論をして政策課題をそこで砕いていったほうがいいのではないか。

要するに、市民の声を補完する制度が、行政改革としては、まだ充分ではないのではな

いか。

角行政改革推進監 従来の委員会が御用委員会的な役割を果たしているのではないかという意見もあると思うが、市民と行政と議会とがどうあるべきかの関係に尽きると考える。

その中で、間接民主主義、議会制度があるが、行政資料の内容や価値観の違いなどを十分に理解しきれていないという点があり、そういう中で、市民参画や協働が求められていると私は理解している。

12月議会でも、議員さんの中からは、例えば100人委員会のようなところで議論したほうがいいのかといった意見もあった。

そういう、市民参画、協働のありかたについて、パブリックコメントのシステム化という形で、今、検討しているが、これも、過渡期ではないかという気もしている。

いろんな指導もあるが、このような委員会・審議会等も、公募の委員さんも参加していただきながら、我々行政側も、ひとりよがりになる部分もあるので、そういうことを指摘していただくという意味では、こういう形も意義があると思っている。

システム化をはかっていきたい。

米澤委員 地方議会の意義について考えてみると、国会議員、県議会議員、市議会議員と選挙があって、有権者には議員は同じような職務を持っていると考えがちだが、地方自治体の市議会議員の役割というのは、国会議員とは、あり方が違うと思う。

市長に大統領的な権限があり、国とは全然違う。

先般、日本海新聞で、議員数の減より議員のあり方を検討する必要があるということが書かれていて、記憶に残った。

市議会議員のあり方がどういうものかということ、この際、執行部から情報を流して議員さんにも勉強していただきたい。

田村委員長 意見ということですね。

山本委員 先ほど、お答えいただいたことですが、100人委員会とか、審議会といった四角四面ではなく、自由に討論できる場が必要という考え方です。

今、街中では、市役所が、アーケードにもっと進出したり、市議会もそこでやったらいいではないかという声があります。

要するに、もっと住民に近いところで、くだけた会議をする。

皆、忙しいから、仕事が終わったあとで集まって、401会議室といった四角四面ではなく、自由にやれるようなところで会議する。

議員の立場とか、そういうことではなくて、あくまでいろんな意見をたたかわせる場があってもいいのではないか。

そうすると、たとえば市役所も、こんな立派な建物でなくてもいいのではないかと、全部いらぬとはいわないが、街中のアーケードに出ると商店街も人がくるから活気づくでしょうし、ここも少なくなれば、借地料も減らせるという形になるかもしれない。

そういうやわらかい発想で、四角四面ではなく、より幅広く、より柔軟に、市民の意見をたたかわせる、あるいは吸い上げるということを、大綱の中にとはいわれないが、そういうことを意識しながら、行財政改革大綱をさらに磨き上げてほしい。という意見です。

田村委員長 それでは、行財政改革大綱案について、意見・質問を出していただいた。

その中で、事務局で修正すべき点は修正したうえで、市側としては、一応、この段階で、いったん、行政改革大綱に関する委員会での議論を終わりにしたいということです。

これまで、大綱全体について見てきたので、委員会としては、これで確定させるということでしょうか。

(各委員 了解)

議事2 米子市行財政改革大綱実施計画(案)について

事務局から、各項目の財政効果額の目標については、今後、とりまとめる予定であることや、一部項目の追加等がありうることを事前に説明したが、個々の項目の説明を行わずに、資料3-4の全体を対象として意見・質問を受けた。

資料3-3 米子市行財政改革大綱・実施計画 実施項目一覧

資料3-4 米子市行財政改革大綱・実施計画(素案)

参考資料 事務事業評価制度の概要について

中村委員 実施計画となっているが、この資料では、具体的内容が見えないところが多い。例えば、ミニ公募債の発行についても、具体的どのような形で発行し、市民がどういふふうに参加するのか。具体的説明がなくてもイメージできるものもあるが、できれば具体的にしてほしい。

田村委員長 計画としては、素案がとれた形で、実施計画になるのか、それとも、これとは別に文章化を行うのか。

宇田行政改革推進室室長補佐 実施計画の中には、例えば計画をたてて実施するとか、検討するというだけで終わっているものもある。

例えば現段階で、ミニ公募債を何の事業を対象にするか、いつ発行するかといった具体的なことが何も決まっていないため、現時点で、言えることしか載せていない。実施計画が抽象的だという意見はあるかもしれないが、策定までの間に具体化するものがあれば、出していきたい。

角行政改革推進監 ミニ公募債については、レートがいくらとか書き込めればいいが、地元金融機関との折衝がないと決まらない。

また、悪質滞納者の行政サービス制限についても、どういう人が悪質滞納者で、どういう行政サービス制限をするのかということは、現時点では入れていない。

5年間の中で、やっていくということであり、具体的な状況が出てくれば、進行管理の中で、その都度、その時点で報告させていただきたい。

山本委員 皆生漁港整備事業計画ですが、今年の予算もかなりの金額があがっている。

漁協からすれば、砂がたまって使えなくなっても困るわけですが、費用対効果はどうなのか。どれくらいの漁獲高で、それが市の税収にどれくらい反映するかわからないし、また、実施予定年度が21年度ということ、5年目になっている。

それまでは、逐次、金を投入していくのか、それとも様子を見て20年度までは調査するというのか。

植田経済部長

北防波堤の設置工事が20年度までの計画となっている。今年度、1億5千万円程度の予算となっているが、その間は、財政的な投資が必要になる。

北防波堤の設置工事が終わった段階で、将来計画の消波堤の修繕について検討する。

赤井委員 赤字ということで、職員も特別職も毎年のように賃金カットしているが、赤字がどれくらい減ればカットはなくなるのかお聞きしたい。

成績重視について、人事院勧告のほうからも、そのような動きになっているという説明があったが、ILOの勧告について、OECD加盟国の中で、日本だけが公務員に団結権や団体交渉権を与えていない。

そうした労働基本権を制約した中で、能力主義や実績主義を査定するということは、一方的な見直しではないかと受け止めざるを得ない。

もし、どうしても評価を入れるとすれば、公平性、透明性、客観性、納得性、誰が見ても、という、こういう文言がないとダメだと思う。

今、成果主義が結構、はやってはいるが、鳥取県内のある社長が、自分のところは成果主義をいれないといっている。

その理由は、仕事を教えてもそれは評価されず、仕事を教えないほうが、仕事がおわらなくて評価されるということで、ぎくしゃくするからということだった。笑い話のようだが、成果主義を入れたくないという社長もいたということを付け加えておきたい。

また、そういったものを入れるなら、早急に職員組合との話し合いや苦情処理委員会に職員組合が入れるようにするとかが必要。苦情を言いたくてもそういう制度がないとか、誰が評価するとか。そういうことも明確にすべきだ。

車の販売のように、ひとり一人が何台売ったかが明確な職種のところはいいが、市役所の仕事の場合、本当に評価ができるような仕事の内容なのか。

時間外勤務については、財政が苦しくて超過勤務手当が払えないから帰りなさいと管理職が言わないと、職員は善意で残っている。

民間でも、超過勤務手当が払えないから帰りなさいと言わないと、成果主義だから、帰ればカットされるのではないかと、成果を認められないのではないかとということで帰らない。こういったところと結びつきがある。

従って、ノー残業デーとかあるわけだが、是非とも各課の管理者のかたが、帰りなさいということを書いてほしい。そうしないと、サービス残業になる。そういうことが多いということを指摘しておきたい。

田村委員長 時間外勤務削減の徹底などが書かれているが、具体的にどのような方法でされるかということなどもお答えいただければ。

亀井職員課長 ILOの勧告の中で、ストライキ権が日本だけ認められていないが、日本ではその代償措置として人事院勧告制度があると認識している。

今年の人事院勧告の中で、年功序列から能力主義への転換ということがある。

人事委員会のない米子市のような自治体にとっては、人事院勧告の制度にのっとってやらざるを得ないという面がある。

評価については今後、給与と結びついてくるので、先ほど言われた公平性、透明性、客観性、納得性に充分配慮した制度にする必要があり、やはり3年程度の試行をふくめた期間が制度化までに必要になるが、職務職責に応じた体系にしていくべきではないかと考えている。

苦情処理委員会については、組合と協議をはじめたところであり、今後、そういう点もふくめて十分に協議していきたい。

また、市の仕事の中では、なかなか業務で優劣を測れない部署等もあるので、勤務の実態にあった評価にしていかなければならないと考えている。

時間外については、米子市ではサービス残業はないと認識している。

休日振替制度や勤務時間の割り振り等を活用して、削減に努めているが、管理者の立場での適正な管理も必要と考えており、今後厳正に対応していきたい。

岩坂委員 現在の人事評価はどのようになっているのか。人事評価表などがあるのか。

亀井職員課長 現在、勤務評定を年2回、所属長が、比較や10項目程度にわけて評価するという制度があるが、これが十分な形ではないので、透明性や納得性を十分に反映していく形にしていきたい。

岩坂委員 休日の振り替えによって、時間外を削減するということだが、職員から管理職に時間外勤務の申請をするという制度があるのか。

休日振り替えでも、週をまたがれば、その週は時間外が発生することになり、時間外がないということにはならないのではないかと。特に土曜、日曜の出勤の場合、その週に代替ということになり、7日間休まなければ、休日残業が発生したこととなる。それで、翌週の平日にふりかえた場合、休日残業した残業代と、平日にふりかえた場合とでは、収入が違う。

だから、絶対に残業が発生しないというのは、これは、現状においても違うのではないかと。

公務員でも民間でも労働基準法の部分では大きく変わることはないと思うので、そのところを、もう少し最初から見直しして、賃金は生活の糧であり大切なので、市職員も一所懸命働いているので、その辺の取扱いを慎重に、1円であっても働いたものは、出してあげたい。

亀井職員課長 サービス残業はないと認識しているが、時間外勤務自体は、1人1月当たりで平均8時間程度はあると認識している。

休日振り替えについては、休日に勤務した日には、平日に休んでいただいている。また、夜、地元で説明会があるような場合、勤務時間を変更していただくという対応によって時間外勤務を削減しようとしている。

時間外の振り替えについては、事前にわかる場合には、あらかじめ休んでいただくようにしている。

岩坂委員 成果主義は、確かに営業の職員とかには、一般化してきた経過があるが、今は、成果主義は、あまりよろしくないと思う。

成果主義を入れるのであれば、評価をしっかりとしなければならない。

市役所のほとんどが事務職の中で、適正に評価するという事は、誰が評価するのか、1人で評価するのか、上司が評価して、また、そのうえの上司が評価するのか、本人にも自己評価をさせるのか。

そういうことをしっかり考えていかないと気の毒な人が出てくると思う。

亀井職員課長 評価によって、賃金が変わってくるということで、評価制度の導入は、なおさら厳格にやっていく必要がある。

まず、評価するものをどう確立していくか。例えばA課長とB課長とで、評価の点数が違うということであってはいけない。

まず評価するものの均一化を進めて、制度を作っていかなければならない。

先ほどいわれたように、評価制度というのは、非常にむずかしいが、これから勉強していきたい。

米澤委員 給与については、国家公務員より地方公務員の給与が高いという観点で論じられる場合があるし、また、民間企業と比較して高いということもある。

経済の成長期には、民間の給料のほうが高く、それ以上に優秀な人をとるために、国は高い給料で職員を採用し、さらに県は、国より人がとりにくいというので、県の給料は国より高くなり、さらに市町村は、もっといい人をとらなくてはいけないということで、給料を高くした。

こういう、高度成長期のなごりが残っている。

そこで自治体の組合の存在というのは、そういうお役所の既得権で、給料のいいときはいいが、下げなくてはならないときは知らん顔をする。

国民の税金であるということは無視して、自分たちの都合のいいように考える。

そういうことではいけないということで、現状では、とにかく民間の給料まで下げようということが、世論の力となって、今、政治を動かしているわけです。

そこにきて、さらに、米子市が、赤字団体になろうとしていることを、そういう危機感を我々市民はもちろんのこと、どのように受けとめていくのか。

給与の問題は、本来、過去の財政状況がいい時にやらなくてはいけなかったと思いますが、現在の状況からすれば、市長さんも、リーダーシップをもっておられるわけですので、これを機会に、これから冠たる米子市をつくっていかねばいけないと思うが、そういう観点を忘れないでほしい。

それから、職員数は何人で、市民一人当たりの職員数が何人で、他の市町村と比較してどうなのか。客観的データがほしい。

また、財政健全化プランの29ページのところで、10月にあった財政健全化プラン説明会の中で市長がふれられて、経常収支比率の中の人件費はそう問題じゃないと言われたが、私は認識が違う。

ラスパイレス指数も107%と高く、経常収支比率の人件費も26.9%だが、国は20%を基準にしろといっている。(注・・・26.9%は旧淀江町の数値で、合併後の決算数値では19.9%です。)

それだけ高い給料を職員が求めているなら、職員を減らして高水準にするのか、逆に、

世間並みに下げて、下げた分を市民サービスに回すという考え方にもどっていかないといけない。

それから、ワタリ、昇給短縮はあるのかどうか。

亀井職員課長 職員数は、6月現在で、市は918人、水道局は115人。それから、ラスパイレス指数は107%ではなく、100.7です。また、7月からはカットしているので、今は97.7程度と思う。

昇給短縮は、職員組合との合意に基づいてやっているが、今後は、厳格な運用に努めたい。

後藤委員 職業柄、民間での話しを聞くことが多いが、従業員が自分たちの会社という自覚を持って積極的にやっている会社は元気が良く、そうでない会社は業績が悪い。

先ほどからの話について、やる気のある職員に帰れというのも違う気がするし、かといって、サービス残業を黙認しつつ、やらないと査定に響くぞというのも違う気がして、なんとかその辺が調整できる制度はできないものかと思う。

私の経験でも、毎年赤字を出していた会社が、職員が意識を持ってやりだして、3年目に黒字になった喜びは相当大きかった。私の場合、その間、自分が働いた分の給料がもらえなかったことが悔しかったかということ、そうでもなかった。

だから、意識の高い職員まで帰れというのは、違うという意見です。

成果主義の話については、確かに、事務職の人の成果を正確に評価するのは、難しい。

例えば、民間企業では、業績が上がって、剰余金ができれば例えば従業員にボーナスがでる場合もあるし、通常の昇給以外の昇給がある場合もある。

地方公共団体の場合、基金に、貯金の部分があって、今は取り崩す方向しかないが、これがいつか、また、基金を積みあげていけるような状態になったら、その時には、給料をマイナスにしている部分を反対にプラスにすることがあるとか。その他、市全体の財政がプラスになった結果を見て、職員がトータルで評価されるような形ができないものか。

もちろん国の状況とか、他の要因によってプラスになる場合もあるので、それらの要因は差し引いて、職員の努力でプラスになった部分を算出することは可能だと思う。

それをもとにして、今は苦しいが、市の財政がプラスになったときには、いずれ給与に反映されるのだから、一日でも早く、財政を好転させようというような職員全体の方向につなげるのは、難しいことなのかどうか。

角行政改革推進監 公務員の給与は、生活給、能力給などいろいろな見方があり、取扱いも人事院勧告や人事委員会等、ある意味で折衷案的な産物です。

こういう財政難の時に、米子市は3%から5%カットしているが、市民は、公務員を養うために、税金を払っているのではないという感覚だと思う。

行財政改革大綱の実施計画の策定で、これから市民に痛みを求めていくので、そういうときに、職員も痛みを感じるという部分があってもいい。

職員は少数精鋭主義で、成果に応じた給料をもらうべきだということのも、ある意味、妥当な考え方かもしれないが、現行制度上、給与は条例が根拠となっており、その中で、ご提言のような、将来、財政健全化した場合の給料のあり方について、現実的に市民の理解や議決が得られるかどうかは難しいと思う。

給料の原資は税金であり、財政的余裕ができて、まず市民サービスに使うべきであって、その辺が公務員と民間との違いではないかと思う。

後藤委員 そうすると、公務員の給料は、安いほどいいという話になりかねないが、現実には、人事院勧告を一つの基準としているので、そうではない。

今、苦しい時だから、人事院勧告より若干下げており、市民としてはありがたい。

しかし、この苦しい局面で、職員に意欲を出してもらうためには、苦しい時だけ通常の基準より下げなさい、将来、市財政がよくなっても、給与は元に戻るだけですよということだけで、果たして市全体として、効果がどうなのかと思う。

次回、また、申し上げるかもしれません。

中村委員 助成事業の一覧表なり、助成金の配布先が分かるものを見せていただきたい。

宇田行政改革推進室室長補佐 補助金負担金の一覧表として、決算審査の資料を次回提出する。支出先については、農業者等個人の場合もあり、膨大になるので、現在ある資料ということで、決算審査資料の事業の一覧のみにさせていただきます。

田村委員長 それでは、米子市行財政改革大綱の実施計画については、今後、削減目標や項目の追加があるということであり、それらの資料も事務局でまとめていただきながら、次回、引き続き、実施計画をつめていくこととしたい。

議事3 その他

事務局、各委員とも、案件はありませんでした。

その他

次回委員会の日程確認

8 次回日程

第4回米子市行政改革推進委員会

平成18年1月31日(火) 午後2時～ 市役所401会議室